

11. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,712	6,712	
国庫補助金	29	29	
施設整備費補助金	57	335	※A
受託収入	3	4	
諸収入	43	51	
前年度よりの繰越金	-	51	
計	6,843	7,181	
支出			
業務経費	748	742	
国庫補助金	29	29	
施設整備費	57	335	※A
受託経費	3	4	
一般管理費	626	682	
人件費	5,381	5,171	
計	6,843	6,962	

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
(差額理由)
※A：事業計画の施設整備のほか、名古屋センター検査施設整備に伴い、収入及び支出が増となっています。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。
http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkoku/



12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,041	流動負債	820
現金・預金等(*1)	585	未払金・預り金等	394
引当金見返	426	引当金	426
その他	29	固定負債	5,452
固定資産	11,478	資産見返負債	497
有形固定資産	6,812	引当金	4,656
引当金見返	4,655	その他	299
その他	11	負債合計	6,273
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	△4,084
		利益剰余金	220
		純資産合計	6,246
資産合計	12,519	負債純資産合計	12,519

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。
2. 財務諸表内の(*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,740
経常費用（＊３）	6,740
臨時損失（＊４）	0
その他行政コスト（＊５）	150
行政コスト合計	6,890

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	6,740
調査指導業務費	5,651
人件費	4,593
減価償却費	121
その他	937
一般管理費	1,089
人件費	812
減価償却費	10
その他	267
財務費用	-
経常収益	6,900
運営費交付金収益	5,985
事業収益等自己収入	46
その他	869
臨時損失（＊４）	0
臨時利益	7
当期純利益（＊６）	168
前事業年度繰越積立金取崩額	51
当期総利益	219

純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	△4,254	424	6,280
当期変動額				
固定資産の取得	-	320	-	320
その他行政コスト（＊５）	-	△150	-	△150
国庫納付金の納付	-	-	△372	△372
当期純利益（＊６）	-	-	168	168
当期末残高（＊２）	10,110	△4,084	220	6,246

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△192
人件費支出	△5,295
運営費交付金収入	6,712
事業収益等自己収入	47
その他収入・支出	△1,655
投資活動によるキャッシュ・フロー	△125
資金増加額（又は減少額）	△316
資金期首残高	901
資金期末残高（＊７）	585

(参考) 資金期末残高と現金及び
預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（＊７）	585
定期預金	-
現金及び預金（＊１）	585

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/



13. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,519百万円と、前年度末比48百万円増（前期は12,471百万円）となっています。これは、現金及び預金が316百万円減（35.1%減）となったこと、工具器具備品が58百万円増（20.3%増）となったこと、退職給付引当金見返が130百万円増（2.9%増）となったこと、土地が128百万円増（3.2%増）となったことが主な要因です。

負債合計は6,273百万円で、前年度末比82百万円増（前期は6,191百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が115百万円減（23.8%減）となったこと、賞与引当金が17百万円増（4.0%増）となったこと、退職給付引当金が130百万円増（2.9%増）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,246百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,084百万円、利益剰余金は220百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,890百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,740百万円、その他行政コストは150百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は6,740百万円と、前年度比274百万円増（4.2%増）となっています。これは、支給対象人員の増などにより給与、賞与及び諸手当が前年度比113百万円増（2.7%増）となったこと、合同庁舎のLED工事等に伴い保守・修繕費が142百万円増（46.0%増）となったことが主な要因です。

当期総利益は219百万円（人件費:210百万円、物件費:9百万円）と、前年度比204百万円減（前期は423百万円）となっています。これは、運営費交付金収益等の経常収益が前年度比15百万円増加したこと、経常費用が前年度比274百万円増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益219百万円を計上した結果、6,246百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△192百万円と、前年度比462百万円減（前期は270百万円）となっています。これは、その他の業務支出が267百万円増（26.2%増）、国庫納付金の支払額が184百万円増（97.9%増）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△125百万円と、前年度比19百万円増（前期は△143百万円）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が316百万円増（前期は△181百万円）となったこと、施設費による収入が330百万円増（前期は35百万円）となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（１）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和５年度は、内部統制委員会を１回開催し、リスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農薬再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏洩等に係るリスク低減の対応を指示する等、内部統制の推進を図りました。

（２）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和５年度は、リスク管理委員会を６回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。また、職員の内部統制・リスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、e-ラーニング方式による教育研修を実施しました。

（３）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第４項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和５年度は、監事補佐として、業務監査室の職員２名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等※に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（４）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和５年度の内部監査では、軽微な不適合６件が検出されました。

104条)

105条)

FAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

(旧農林水産消費技術センター関係)	
平成3年4月	農林水産省農林規格検査所から 農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年4月	独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立
(旧肥飼料検査所関係)	
昭和38年1月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して 農林省肥飼料検査所となる
平成13年4月	独立行政法人肥飼料検査所として設立
(旧農薬検査所関係)	
昭和22年6月	農林省農薬検査所設置
平成13年4月	独立行政法人農薬検査所として設立
平成19年4月	上記3法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立
平成27年4月	行政執行法人となる

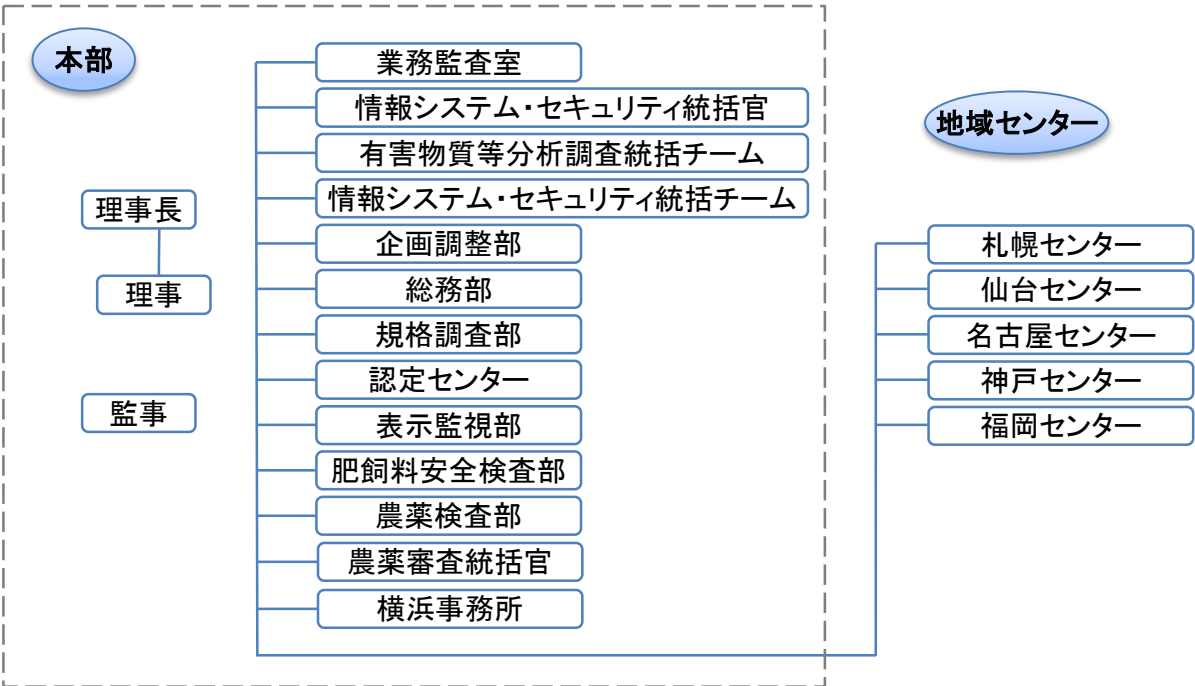
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

(3) 主務大臣（主務省所管課）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本 部 : さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

農薬検査部 : 東京都小平市鈴木町 2-772

横浜事務所 : 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎

札幌センター : 札幌市北区北 10 条西 4-1-13 道新北ビル

: 札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎

仙台センター : 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎

名古屋センター : 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館

神戸センター : 神戸市中央区港島南町 1-3-7

福岡センター : 福岡市東区千早 3-11-15

